7 鳥獣保護区等区域説明

1 鳥獣保護区

				an f≠	
番号	名称	種別	区域	面積 ()特別 鳥獣保護 地区面積	期間
1	(国指定) 剣山山系	大規模生息地	徳島県所在国有林徳島森林管理署吉野川森林計画区 16 から 19 まで及び 23 から 27 までの各林班、28 林班に及びほの各小班、29 から 32 までの各林班、33 林班ろ 2 からろ 5 まで、は、に、へ及びイの各小班、34 林班ろ 1 からろ 3、に及びほの各小班、35 林班に、ほ、へ及びイの各小班、36 から 50 までの各林班、118 から 121 までの各林班、131 林班ろ、に及びへの各小班、132 林班、139 林班はからほまで、とからるまで、イ及び口の各小班、那賀・海部川森林計画区 133 から 135 林班、140 林班、三好市東祖谷官行造林地 8 林班、民有林三好森林計画区東祖谷 712 から 715 までの各林班及び 720 林班口 1 及び口 2 の各小班、721 林班ホ及びへの各小班、民有林美馬森林計画区美馬市一字 247 林班、248 林班二 1 及びへ 1 の各小班、民有林美馬森林計画区美馬市木屋平 555 から 562 までの各林班、民有林那賀森林計画区那賀町木沢 421 イ 1、口から二までの各小班、422 から 431 までの各林班、432 林班イ 1 からイ 3 まで、イ 4 の 2 及びイ 4 の 3(那賀町道剣山線以西の区域に限る。)の各小班、433 林班イの 1、イ 1 の 2、イ 1 の 4 及びイ 1 の 5(那賀町道剣山線以西の区域に限る。)の各小班、民有林那賀森林計画区那賀町木頭 732 から 751 までの各林班、793 から 794 までの各林班、795 林班イ 2 からイ 5 までの各林班、793 から 794 までの各林班、795 林班イ 2 からイ 5 までの各林班の区域	10,009 (1,006)	平成 21. 11. 1~ 令和 11. 10. 31
2	石井・ 月ノ宮	身近な鳥 獣生息地	名西郡石井町石井字尼寺の一般国道 192 号と町道尼寺 1 号との交点を起点とし、同所から同町道を南東へ進み一般県道神山国府線との交点に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み石井町と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北西に進み標高 208 メートルの地点に至り、同所から時境界線の稜線を北西に進み標高 208 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に下りNTTドコモ中継所に至り、同所から歩道を北東に進み童学寺山門に至り、同所から町道城ノ内 22 号及び 31 号の各線を経て主要地方道石井神山線との交点に至り、同所から町道城ノ内 22 号及び 31 号の各線を経て主要地方道石井神山線との交点に至り、同所から町道石井 164号の各線を経て町道石井 243 号との交点に至り、同所から町道石井 164号の各線を経て町道石井 243 号との交点に至り、同所から町道石井 208号、245号、197号、196号、195号及び 22号の各線を経て徳島大学生物資源産業学部農場に至り、同所から町道石井 28号、29号、1号、14号及び 59号の各線を経て本条橋に至り、同所から渡内川を下り渡内橋に至り、同所から一般国道 192号を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	656 (21)	令和 3.11.1~ 令和13.10.31
3	南川	身近な鳥 獣生息地	那賀郡那賀町和食郷字南川 590 番 1、590 番 2、590 番 46、590 番 48、590 番 51、590 番 52、590 番 53、590 番 54、590 番 55、590 番 56、590番 57、590番 58、590番 59、590番 60、590番 61 の徳島県有林全域	63	同
4	高城山	森林鳥獣 生息地	美馬市の高城山三角点標高 1、627.9 メートルを起点とし、同所から那賀町との境界線の稜線を西に約 2、200 メートル進み通称唐戸谷ノ瀬に至り、同所から同谷を下り通称川原谷魚止りに至り、同所から川原谷を上り川原谷出合いに至り、同所から稜線(通称北之屋根)を北東に進み美馬市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み美馬市と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに那賀町所在国有林徳島事業区中(釜ヶ谷国有林)100、101、102、103 の各林班の区域	615	同
5	神山森林 公園	身近な鳥 獣生息地	徳島市及び神山町の徳島県立神山森林公園の全域、同公園に囲まれた 民有地一円、名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂 736 番地並びに町道笠木線 と林道大地の森線との交点から同林道を南東に約 100 メートル進んだ 横断暗渠の地点を起点とし、同所から同林道を県道鬼籠野国府線方面 に約 500 メートル進み私道との交点に至り、同所から同私道を西に進 み同公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、東及び南 に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	297	令和 4.11.1~ 令和 14.10.31
6	いきもの ふれあいの里	身近な鳥 獣生息地	神山町と佐那河内村との境界線と村道元山槻地線との交点を起点とし、同所から同村道を南東及び南に進み長迫の谷との交点に至り、同所から同谷を北及び東に進み府能谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み旭ヶ丸用水の取水口に至り、同所から同用水を北及び東に進み徳島県立佐那河内いきものふれあいの里昆虫観察の森に至り、同所から同森の境界線を右回りに進み林道旭ヶ丸線との交点に至り、同所	400	同

から同村道を南に進み同村道の終点に至り、同所から稜線を東に進み 村道大川原本線との交点に至り、同所から同村道を北及び東に進み小 石の谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み標高 801 メートル の地点に至り、同所から小谷を北東に進み下あげ谷との交点に至り、 同所から同谷を南に進み村道大川原高原線との交点に至り、同所から 同村道を東に約 550 メートル進み稜線との交点に至り、同所から四国 電力中継所との見通し線を東に進み同村道との交点に至り、同所から 同村道を北東に約 1 キロメートル進み稜線との交点に至り、同所から 同稜線を東及び北東に進み嵯峨川との交点に至り、同所から稜線を東 に進み村道徳円寺線との交点に至り、同所から同村道を南及び東に進 み中山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み佐那河内村と勝浦 町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村と 上勝町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同村 と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起 点に至る線で囲まれた一円の区域 那賀郡那賀町長安の一般国道 195 号長安橋西詰を起点とし、同所から 同国道を南に進み長安口ダム左岸に至り、同所から同ダムを南西に進 み同ダム右岸に至り、同所から那賀川右岸を上流に進み八ヶ橋との交 点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所か ら同川左岸を下流に進み坂州木頭川右岸との交点に至り、同所から同 川右岸を上流に進み一般国道 193 号拝宮橋の対岸に至り、同所から同 森林鳥獣 7 春森 橋との見通し線を北に進み同橋に至り、同所から同国道を南に進み出 380 同 生息地 合橋北詰に至り、同所から徳ヶ谷に通じる山道を東に進み同橋の東約 300 メートル地点にある柚子園を経て徳ヶ谷との交点に至り、同所から 五郎谷に通じる山道を東に進み同谷との交点に至り、同所から稜線の 交点を北東に進み長安口へ通じる山道との交点に至り、同所から同山 道を南東に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み起 点に至る線で囲まれた一円の区域 海部郡海陽町多良字井口 1 番地の楠王神社を起点とし、同所から海部 川左岸堤を東に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進み那佐 湾口に至り、同所から乳ノ崎先端との見通し線を南に進み同所に至 り、同所から海岸線を西に進み同町宍喰浦字那佐 341 番地の 1 に至 森林鳥獣 り、同所から町道乳ノ元線を北西に進み一般国道 55 号との交点に至 8 鞆奥 600 同 生息地 り、同所から同国道を北東に進み那佐湾防潮堤との交点に至り、同所 から稜線を北に進み旧宍喰町と旧海部町との境界線との交点に至り、 同所から同境界線を東に進み馬路谷の東側の稜線との交点に至り、同 所から同稜線を北に進み標高 63 メートルの地点に至り、同所から起点 との見通し線を北に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域 三好市山城町上名の一般国道 32 号と県道上名西宇線との交点の北約 350 メートルの地点を起点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等 三角点上名 (標高 839.6 メートル) を経て標高 1024 メートルの地点 (通称水無山三角点) に至り、同所から稜線を北に進み標高 989 メー トルの地点に至り、同所から稜線を東に進み堂床谷との交点に至り、 同所から同谷を東に進み同国道堂床橋との交点に至り、同所から同国 森林鳥獣 道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市西祖谷山 500 大歩危 9 同 生息地 村新道の JR 土讃線と通称大谷との交点を起点とし、同所から同谷を東 (144)及び北東に進み山道(通称国見街道)との交点に至り、同所から同山 道を南に進み二等三角点国見山(標高 1409.1 メートル)に至り、同所 から同山道を南西に進み標高 1,114 メートルの地点を経て大歩危峡舟 下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進 み JR 土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で 囲まれた一円の区域 板野郡板野町川端字富士谷の富ノ谷砂防ダム上流約 100 メートルの富 ノ谷と富士谷との合流点を起点とし、同所から富士谷を上流に約 50 メ 一トル進み谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み大坂境の 10 身近な鳥 稜線との交点に至り、同所から同稜線を北及び北東に進み鳴門市との **介和5111∼** 板野町東部 137 獣生息地 境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み二等三角点藍染 令和 15.10.31 山(標高 414.0 メートル)に至り、同所から谷を南東に進み富ノ谷と の合流点に至り、同所から同谷を南西に進み起点に至る線で囲まれた 一円の区域 鳴門市撫養町岡崎の市道弁財天岡崎線と海岸線との交点を起点とし、 同所から同海岸線を東に進みぼら山東端の灯台に至り、同所から海岸 線を南に進み市道里浦片桐東五号線との交点に至り、同所から同市 身近な鳥 11 妙見山 道、市道里浦片桐東中央線、市道里浦花面平松線、市道里浦花面北五 170 同 獣生息地 号線及び市道第二中学校線を西に進み市道林崎弁財天線との交点に至 り、同所から同市道、市道妙見山弁財天線及び市道弁財天岡崎線を北 東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 쮸 阿南市伊島町の二子碆を起点とし、同所から海上を北北東に進み西の 455 12 伊島 集団渡来地 同 長碆に至り、同所から海上を北東に進み棚子島の西端に至り、同所か (153)

		ı		T	
			│ ら海岸線を東に進み同島の北端に至り、同所から海上を東北東に進み 弁天島の北端に至り、同所から海上を北東に進み野辺崎の北端に至		
			ガス島の北端に主り、同所から海上で北米に進み野辺崎の北端に主 り、同所から海岸線を南に進み小浦鼻に至り、同所から海上を南に進		
			み黒崎に至り、同所から海上を南に進み水島の東端に至り、同所から		
			海上を南西に進み伊島の南端に至り、同所から海上を西南西に進みア		
			シカ碆に至り、同所から海上を西南西に進み起点に至る線で囲まれた		
			一円の区域		
			海部郡美波町日和佐浦の城山公園日和佐城を起点とし、同所から稜線		
			を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東、南及び南西		
			に進み千羽海崖を経て南阿波サンライン第一駐車場東端と丸島との見		
			通し線との交点に至り、同所から同見通し線を北西に進み同駐車場東		
13	南阿波	森林鳥獣	端に至り、同所から同駐車場外周線を西に進み県道日和佐牟岐線(南	110	同
10	サンライン	生息地	阿波サンライン)との交点に至り、同所から同県道を北に 50 メートル	110	l+1
			進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み更に谷を北東		
			に進み千羽トンネル上の稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に		
			進み三等三角点一ツ橋(標高 245.3 メートル)に至り、同所から同稜		
1.4	444	# D 数 T III.	線を北東及び北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	170	
14	牟岐大島	集団繁殖地	海部郡牟岐町の大島全島一円の区域	170	同
			徳島市多家良町の市道中津峯旧道線と市道多家良西・中央線との交点		
			を起点とし、同所から同市道を南に進み最初のヘアピンカーブに至		
			り、同所から金谷川を南西に進み砂防堰(えん)堤に至り、同所から東		
			│の谷を南に進み官行造林地の防火線を経て徳島市と勝浦郡勝浦町との │境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み中津峰山の山頂		
			現外線との交流に至り、同所から同境外線を四に進み中澤曜田の田頂 を経て林道婆羅尾支線との交点に至り、同所から同林道を北東に約 800		
15	中津峰	身近な鳥	を経て体道安離尾又縁との又無に至り、同所から同体道を北宋に約 000 メートル進みヘアピンカーブに至り、同所から稜(りょう)線を東及び	131	令和 6.11.1~
10	〒/∓™∓	獣生息地		(22)	令和 16. 10. 31
			進み市道中津・宮谷線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み		
			如意輪寺第三駐車場に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み市道		
			中津峯・中津線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道中津		
			峯旧道線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で		
			囲まれた一円の区域		
			徳島市新浜本町の県道徳島小松島線の勝浦浜橋北詰を起点とし、同所		
			から勝浦川左岸を東に進み同川河口に至り、同所から大崎突端との見		
			通し線の海上を南東に進み同所に至り、同所から大神子海岸及び小神		
			子海岸を南に進み根井鼻の徳島市と小松島市との境界線との交点に至		
		身近な鳥	り、同所から同境界線を西に進み日峰神社を経て県道徳島小松島線と	850	
16	大神子	獣生息地	の交点に至り、同所から同県道を北へ進み県道徳島上那賀線との交点	(186)	同
		数工态地	に至り、同所から同県道を南西に進み一般国道 55 号との交点に至り、	(100)	
			同所から同国道を北に進み大松川橋北詰に至り、同所から大松川左岸		
			を北に進み多々羅川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東に進み		
			同川排水樋門排水ポンプ場を経て勝浦川左岸との交点に至り、同所か		
			ら同左岸を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
			│ 勝浦郡勝浦町大字生名字鷲ケ尾の県道和食勝浦線の鶴峠を起点とし、 │ 同所から勝浦郡勝浦町と阿南市との境界線を南西に進み〆谷峠に至		
17	鶴林寺	身近な鳥	同所から勝浦郡勝浦司と阿闍市との境界線を開四に進みた谷峠に至 り、同所から通称丹生谷街道を北東に進み鶴林寺に至り、同所から県	66	同
17	锔个寸	獣生息地	り、同所から通称行生谷街道を北東に進み鶴杯寺に至り、同所から宗 道鶴林寺線を東に進み県道和食勝浦線との交点に至り、同所から同県	00	l _D J
			連鶴林寺線を果に進み県道和良勝浦線との父点に至り、向所から向県 道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
			超を北京に進み起点に主る縁で囲まれた一口の色域 那賀郡那賀町横石の横石橋南詰を起点とし、同所から同橋を北東に進		
			か貝がか貝両傾右の傾右偏用品を起点とし、同所から同橋を北宋に進 み一般国道 195 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み大久保		
			高 243.4 メートル) に至り、同所から稜(りょう)線を北北西に 750 メ		
			一トル進み同町吉野と同町大久保とを結ぶ里道との交点に至り、同所		
18	あいあい	森林鳥獣	から同里道を北及び北西に進みイヤ谷を経て稜(りょう)線との交点に	90	同
-	らんど	生息地	至り、同所から同稜(りょう)線を南東に 700 メートル進み苔山谷との	(50)	, ,
			交点に至り、同所から同谷を東に進み一般国道 195 号線との交点に至		
			り、同所から同国道を南に進み川口橋西詰に至り、同所から同橋を東		
			に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西及び南西に		
			進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
			那賀郡那賀町掛盤の名古ノ瀬橋を起点とし、同所から泉谷を北東に進		
			み通称寺内谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み林道木頭名		
		森林鳥獣	寺内線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み町道黒滝寺線と	125	
19	黒滝山	無体局制 生息地	の交点に至り、同所から同町道を北西に進み黒滝寺に至り、同所から	(80)	同
		工心地	通称赤滝との見通し線を南西に進み同滝に至り、同所から谷を南西に	(00)	
			進み坂州木頭川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み起点		
			に至る線で囲まれた一円の区域		
			大型型大体的 a m 学士写《国客日始上国学司指生》配始上 a 六 b + 打		
			海部郡美波町の町道大浜公園通り線と県道日和佐小野線との交点を起		
20	日和佐大近	身近な鳥	点とし、同所から同県道を北東に進み町道国民宿舎取合線との交点に	2	同
20	日和佐大浜	身近な鳥 獣生息地		2	同

今和6年度鳥獣保護区等位置図(附属冊子)| 令和6年10月

					1
			り、同所から同町道を西に進み日和佐グラウンド南入口に至り、同所 から同グラウンドの東端にあるコンクリート塀を北に進み町道大浜公 園通り線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で 囲まれた一円の区域		
21	大滝山	森林鳥獣 生息地	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から徳島県と香川県との境界線を東に進み大滝山の標高 946 メートルの地点を経て江原県有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東及び南西に進み同市脇町字西俣名と字鞁尾との境界線の稜(りょう)線との交点に至り、同所から同稜(りょう)線を東に進み四等三角点四ノ水(標高 843.3 メートル)に至り、同所から稜(りょう)線を南東に進み阿讃中央広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	450 (8)	同
22	土釜	森林鳥獣 生息地	美馬郡つるぎ町一宇字一宇の土釜橋西詰を起点とし、同所から町道土 釜線を東及び北に進み同町一宇と同町貞光との境界線との交点に至 り、同所から同境界線を東及び南東に進み樫地峰の標高 780 メートル の地点に至り、同所から西に派生する稜(りょう)線を西に進み一般国 道 438 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道土釜線との 交点に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円 の区域	77	回
23	舞中島	身近な鳥 獣生息地	美馬市穴吹町穴吹の穴吹橋南詰を起点とし、同所から一般国道 192 号を西に進み同市穴吹町三島字小島の吉野川南岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北に進み吉野川北岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	343	同
24	箸蔵	森林鳥獣 生息地	吉野川上の三好市池田町と同市井川町との境界線と鮎苦谷川との交点を起点とし、同所から同川を北及び北西に進み落合谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み同市と三好郡東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み三等三角点箸蔵(標高719.8 メートル)に至り、同所から稜(りょう)線を東及び南東に進み四等三角点城山(標高 401.0 メートル)に至り、同所から積(りょう)線を東に進み小川谷川との交点に至り、同所から同川を南に進み同町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み吉野川上の同市池田町と同市井川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	530 (160)	同
25	雲辺寺	森林鳥獣 生息地	三好市池田町の農道水谷線と県道野呂内三縄停車場線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道雲辺寺線との交点に至り、同所から同市道を西に進み雲辺寺へ通ずる私道との交点に至り、同所から同私道を西及び北に進み国土交通省四国地方整備局雲辺寺無線中継所へ通ずる車道との交点に至り、同所から同車道を西に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み二等三角点雲辺寺山(標高 910.7 メートル)に至り、同所から稜(りょう)線を南東に進み農道水谷線との交点に至り、同所から同農道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	100	同
26	竜ヶ岳	森林鳥獣 生息地	三好市西祖谷山村下名の山風呂谷と松尾川との交点を起点とし、同所から同川を北西に進み境谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み同市西祖谷山村と同市井川町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み稜(りょう)線との交点に至り、同所から稜(りょう)線を南に進み三等三角点貝名(標高 1,333.1 メートル)に至り、同所から稜(りょう)線を南西に進み腕山放牧場を経てトヤノ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み松尾川との交点に至り、同所から同川を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	470 (100)	同
27	鮎喰川	集団渡来地	県道徳島引田線の徳島市不動本町1丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から鮎喰川左岸堤防上道路を東に進み飯尾川第2樋門を経て、更に東に進み飯尾川との合流点に至り、同所から徳島ゴルフ倶楽部の西端と水田との境界の見通し線を南に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み不動橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	100	平成 27. 11. 1~ 令和 7. 10. 31
28	四国三郎橋	身近な鳥 獣生息地	県道土成徳島線と JR 高徳線の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み吉野川北岸河川敷地と水面との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み JR 高徳線との交点に至り、同所から同線を南に進み吉野川南岸との交点に至り、同所から同南岸を西に進み四国三郎橋に至り、同所から同橋を北に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63	同
29	六条大橋	集団渡来地	板野郡上板町と名西郡石井町との境界線と六條大橋中央部との交点を 起点とし、同所から徳島市国府町佐野塚字阿わじ方の四国電力送電線 鉄塔を見通した線と板野郡上板町第十新田の県道土成徳島線に架かる 樋門橋北詰から名西郡石井町藍畑の藍畑小学校屋上の貯水タンクを見	88	同

		T				1
			通した線との交点に至り、同所から同貯水タンクへの見通し線を南に 進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に			
			進み更に護岸を西に進み高瀬橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み			
			湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線から東に進			
			み六條大橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲ま れた一円の区域			
			阿南市福井町鉦打の一般国道 55 号と県道山口鉦打線の交点を起点と			
			し、同所から同国道を南に進み小野跨道橋に至り、同所から稜線を西			
			│ 及び北西に進み三等三角点日ノ池(標高 332.4 メートル)に至り、同 │ 所から更に稜線を北に進み下原橋右岸に至り、同所から下原橋を渡り			
	I= 11 18 1 NB	身近な鳥	別から更に核縁を礼に進め下原備石序に至り、同別から下原橋を展り 稜線を西及び北に進み四国電力送電線南阿波幹線のナンバー15 鉄塔に	407	_	
30	福井ダム湖	獣生息地	至り、同所から同送電線を東に進み同ナンバー14 鉄塔に至り、同所か	197	同	
			ら稜線を東に進み四等三角点鉦打(標高 153.6 メートル)に至り、同			
			所から更に稜線を東に進み市道鉦打下原線の新鉦打橋に至り、同所から同市道を南東に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県			
			道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域			
			吉野川市山川町奥野井、奥野井谷中流、東谷と西の谷の合流点を起点			
			│ とし、同所から東の谷を南に上がり通称フジキ谷を経て吉野川市山川 │ 町と同市美郷との境界線(通称ヤガロ尾)との交点に至り、同所から			
			同と同中美郷との境界線(通称ヤガロ尾)との交点に至り、同所から 同境界線を西に進み同市山川町と美馬市穴吹町との境界線との交点に			
31	高越山	森林鳥獣	至り、同所から同境界線を北に進み通称盗人の窪の石柱に至り、同所	600	同	
31	同烃山	生息地	から高越寺参道を高越寺社寺林と官行造林との境界線の歩道を東に進	(100)	[P]	
			み中の郷庵に至り、同所より林道楠根地中の郷線を南東に進み同林道 と市道楠根地7号線との境界線との交点に至り、同所から市道楠根地7			
			この追禰依地・号線との境外線との交点に至り、同所がらの追禰依地・ 号線を北東に進み歩道(通称奥野井楠根地街道)の起点に至り、同所			
			から同歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域			
			美馬郡つるぎ町一宇の土釜橋を起点とし、同所から旧貞光町と旧一宇			
			│村との境界線を西に進み標高 796 メートルの地点に至り、同所から谷│ │に向かう歩道を北西に進み鳴滝谷川との交点に至り、同所から同川に			
00	and hade	森林鳥獣	沿う歩道を北東に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を	64		
32	鳴滝	生息地	東に進み吉野川森林計画区つるぎ町貞光の 44 林班と 46 林班との境界	(64)	同	
			線との稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み貞光川との交			
			点に至り、同所から同川を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区 域			
			鳴門市大麻町の鳴門藍住大橋北詰を起点とし、同所から市道板東藍住			
			線を北に進み市道板東南中央 1 号線との交点に至り、同所から同市道			
			を東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進 み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み			
			市道池谷浜田 1 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同			
			市道の終点に至り、同所から JR 高徳線を東に渡り市道高畑居屋敷西 1			
33	鳴門	希少鳥獣	号線の終点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑居屋敷西中央 線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道北島池谷停車場線	400		
33	コウノトリ	生息地	緑との交点に至り、同所から同印道を果に進み県道北島池谷停車場線 との交点に至り、同所から市道高畑松村竹添線を東に進み市道堀江中	490	同	
			央線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道土池川放水路北			日 (
			線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道第二大谷川東線と			年 10
			│ の交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道津慈広島線との交点 │ に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み県道徳島北灘線との交			₹9
			に至り、同所から同県道を田臼及び北西に進び県道に蜀北殿線との交点に至			令和
			り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域			∜ F
			勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷の三等三角点高丸(標高 1,438.8 メート ル)を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高 1,255 メ			
			ル)を起思とし、同所から登山道を北北東及び東に進み候局 1,200 メ 一トル地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯			属冊子)
			との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約 200 メートル進んだ			順
		森林鳥獣	地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点	29	平成 28.11.1~	(附属
34	高丸山	生息地	│ に至り、同所から同林道を南東に約 170 メートル進み人工林と広葉樹 │ 林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西及び南西並びに南東に	(29)	令和 8. 10. 31	
			進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み			置図
			古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上			다
			り那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る			等位
			│ 線で囲まれた一円の区域 │ 阿南市津乃峰町の一般国道 55 号(旧道) と県道津乃峰筒崎線との交点			漸区
		****	阿開巾洋刀峰町の一板国道 35 号(旧道)と宗道洋刀峰間崎線との文点 を起点とし、同所から同国道を南及び南西に進み一般国道 195 号との			獣保護区
35		森林鳥獣	分岐点に至り、同所から同国道を北西に進み県道津乃峰筒崎線との交	285	同	默(
	橘	生自 th				
	橘	生息地	点に至り、同所から同県道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一			其鳥
	橘	生息地	円の区域			麼
26		生息地森林鳥獣		770		6年度
36	橘		円の区域 海部郡海陽町平井の一般県道中部山渓轟公園線の王余魚谷橋を起点と	770 (120)	同	年度

を南東に進み三等三角点請ヶ峰(標高 1,009.2 メートル)の地点に至 り、同所から稜線を南西に進み標高 430 メートルの地点を経て起点に 至る線で囲まれた一円の区域 美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から 同県道を南に進み市道美馬 8 号線との交点に至り、同所から同市道を 南西に進み市道美馬 628 号線(登山道) との交点に至り、同所から同 森林鳥獣 37 竜王山 市道を北に進み林道竜王塩江線との交点に至り、同所から同林道を北 200 同 生息地 西及び南西に進み市道美馬 600 号線との交点に至り、同所から同市道 を南西に進み香川県との県境に至り、同所から同県境を北東に進み起 点に至る線で囲まれた一円の区域 美馬市木屋平の一般国道 438 号と県道中野木屋平線との交点を起点と し、同所から同県道を北西に約 100 メートル進み歩道との交点に至 身近な鳥 り、同所から同歩道を北に進み滝の宮谷に通ずる歩道との交点に至 38 滝の宮 同 獣生息地 り、同所から同歩道を東に進み滝の宮谷に至り、同所から同谷を南に 下り一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域 徳島市新町橋2丁目の天神社前の一般国道 438 号を起点とし、同所か ら同国道を南に進み市道西二軒屋線との交点に至り、同所から同市道 を西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を西に進 み園瀬橋北詰に至り、同所から園瀬川左岸を西に進み園瀬川西光寺橋 に至り、同所から県道一宮下中筋線を西に進み市道一宮・下町線との 1.450 平成 29.11.1~ 身近な鳥 交点に至り、同所から同市道を北に進み県道神山鮎喰線との交点に至 39 眉山 獣生息地 り、同所から同県道を北に進み市道名東本線との交点に至り、同所か (170)令和 9.10.31 ら同市道を北に進み市道名東1-2丁目本線との交点に至り、同所か ら同市道を東に進み市道南佐古・南庄線との交点に至り、同所から同 市道を東に進み市道南佐古山手線との交点に至り、同所から同市道を 東に進み市道佐古・新町橋通り線との交点に至り、同所から同市道を 南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 海部郡美波町奥河内の薬王寺仁王門前を起点とし、同所から町道寺込 4号線を南西に約 150 メートル進み町道寺込線との交点に至り、同所 から同町道を西に約 150 メートル進み土御門神社前に至り、同所から 西の稜線を北西に進み標高 146 メートルの地点に至り、同所から稜線 53 身近な鳥 を南西に進み四等三角点丹前(標高 166.3 メートル)に至り、同所か 40 薬王寺 同 獣生息地 (11)ら谷を北に進み丹前谷川との交点に至り、同所から同川を北東に進み 県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般 国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で 囲まれた一円の区域 県道船戸切幡上板線と市道古田金清線との交点を起点とし、同所から 同市道を北に進み市道市場東部線との交点に至り、同所から同市道を 北に進み市道山麓東西1号線との交点に至り、同所から同市道を西に 進み金清池遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を西に進み金清 池管理道との交点に至り、同所から同管理道を西に進み市道金清線と の交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山麓東西 1 号線に至 り、同所から同市道を東に進み通称ザットウ谷に至り、同所から同谷 切幡• 森林鳥獣 を北に進み標高 303.7 メートルの地点に至り、同所から稜線を東に進 455 41 同 浦の池 生息地 み通称栩谷に至り、同所から同谷を南西に進み市道山麓東西 1 号線に (26)連絡する道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み同市道と の交点に至り、同所から同市道を北東に進み阿波市市場町と同市土成 町との境界線との交点に至り、同所から大規模幹線農道線を北東に進 み県道浦池南原線との交点に至り、同所から同県道を南に約1キロメ -トル進み市道成当浦池線との交点に至り、同所から同市道を南に進 み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み 起点に至る線で囲まれた一円の区域 宮川内ダム右岸と一般国道 318 号との交点を起点とし、同所から同国 道を北に進み林道相婦線との交点に至り、同所から同林道を北に 1,550 メートル進み相婦谷の合流点に架かる橋に至り、同所から同谷を北に 1,300 メートル進み香川県との境界線に至り、同所から同境界線を南東 森林鳥獣 に進み阿波市と上板町との境界線に至り、同所から同境界線を南に進 42 宮川内 422 同 生息地 み三等三角点三ケ峰(標高 606.4 メートル)に至り、同所から稜線を 南西に 600 メートル進み更に西の稜線を進み四国のみちとの交点に至 り、同所から四国のみちを南南東に進み宮川内ダムの左岸との交点に 至り、同所から宮川内ダム堤上を南西に進み起点に至る線で囲まれた 一円の区域 県道瀬戸港線と小鳴門新橋との交点を起点とし、同所から同橋を東に 進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み島田 森林鳥獣 島最南端に至り、更に同海岸線を北東に進み堀越橋との交点に至り、 平成 30.11.1~ 43 内海 1,440 同所から同橋を南東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同 令和 10.10.31 生息地 쮸 海岸線を東に進み孫崎を経て南に進み大塚製薬潮騒荘東側の交差点前 に至り、同所から同交差点を経て県道鳴門公園線を北及び北西に進み

					1
			神戸淡路鳴門自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南に進み神戸淡路鳴門自動車道撫養橋と鳴門市撫養町大桑島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北西に進み堂浦及び北泊を経て、更に南西に進み日出湾の防波堤と市道日出線との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
44	柴小屋	森林鳥獣 生息地	名西郡神山町神領の野間谷川上流通称落合のヤゾの崖を起点とし、同所から谷を南に進み原生林北端に至り、同所から原生林に沿って南東に進み上勝町との境界線に至り、同所から稜線を南西及び北西に進み標高 1,200 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に進み野間と高根との字界にある送電線鉄塔に至り、同所から稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	200 (20)	同
45	焼山寺	森林鳥獣生息地	焼山寺奥の院参道に通じる町道地中左右内線(車両進入禁止区間)と町道焼山寺線との交点を起点とし、同所から町道焼山寺線を南及び南西に進み町道地中左右内線との交点に至り、同所より同町道を東及び南西に進み更に東に進み町道焼山寺線との交点に至り、同所から稜線を東に南西に進み標高797メートルの地点に至り、同所から南西方面にある谷を下り林道横倉線との交点に至り、同所から同林道を西に進み同林道の終点に至り、同所から歩道を南に進み町道中喜来地中線との交点(西大戸峠)に至り、同所から標高674メートルの地点との見通し線を北西に進み同地点に至り、同所から林道焼山寺名ケ平線と作業道釘貫線との交点との見通し線を北北東に進み同交点に至り、同所から同村道を本の見通し線を北北東に進み同交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	120 (20)	同
46	野鹿池	森林鳥獣生息地	三好市山城町上名の野鹿池山駐車場を起点とし、同所から三好市山城町上名字ヒラミ 958-2 と同 956-3 との地番境を南東に進み三等三角点糠池 (標高 1,294.4 メートル) に至り、同所から稜線を高知県との県境に沿って南西に進み標高 1,303 メートルに至り、同所から稜線を北西に進み三好市山城町上名字ヒラミ 958-1 と同字桧山 818-4 との地番境に至り、同所から同地番境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	10	同
47	天神丸	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町川成の町道剣山線の川成峠を起点とし、同所から同町道を南西、南、西及び北に進み那賀町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み国有林第五次国有林野施業実施計画の吉野川森林計画区 129 林班、130 林班及び那賀町の接する地点に至り、同所から国有林第五次国有林野施業実施計画の吉野川森林計画区 130 林班、131 林班(い、は及びほ小班に限る。)、129 林班及び 128 林班からなる区域の外周を右回りに進み那賀町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	652	同
48	土柱	森林鳥獣生息地	阿波市阿波町北山の市道栩ヶ窪北山線終点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道桜ノ岡栩ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道小倉栩ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道阿讃山麓線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道赤坂四号線との交点に至り、同所から同市道を西に約40メートル進み里道との交点に至り、同所から同里道を稜線沿いに北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	133	令和 1.11.1~ 令和 11.10.31
49	仁賀木	森林鳥獣生息地	阿波市市場町日開谷字仁賀木の林道長谷線仁賀木小橋を起点とし、同所から仁賀木谷川を北に進みジロセ谷との交点に至り、同所から更に同川を北に約800メートル進み通称アゲフデ谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に約200メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	174	同
50	津乃峰	身近な鳥 獣生息地	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起点とし、同所から八大神社本殿との見通し線を南東に進み同神社本殿に至り、同所から参道を南に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から同アスファルト道を南に進み市道東分長浜線との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同跡地西端に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から同リフトを東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	20 (3)	同
51	太龍寺	身近な鳥 獣生息地	阿南市加茂町の太龍寺本堂を起点とし、同所から参道を北東に進み通称仁王門の四ツ辻に至り、同所から通称龍神の森との見通し線を南東に進み同森に至り、同所から三等三角点大滝寺(標高 601.5 メートル)との見通し線を南に進み同三角点に至り、同所から阿南市と那賀	45 (6)	同

叮	
т.	
\simeq	
令和6年10	
9	
무	
乍	
_	
+	
≢	
闸	
付)	
(名属事子)	
16年发鳥獸保護凶等位置凶(附属†	

			鳥獣保護区合計 53 箇所 (鳥獣保護区特別保護地区合計 22 箇所)	26, 244 (2, 499)	
53	植桜	身近な鳥 獣生息地	吉野川市川島町桑村の県道神山川島線と市道新池尻 1 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道下山田・湯吸線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道平草 11 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道平草 9 号線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み湯吸谷川に至り、同所から同川を南に進み県道植桜鴨島線との交点に至り、同所から同県道を北及び西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を一般国道 192 号方面に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	77	同
52	大麻山	森林鳥獣生息地	鳴門市大麻町板東の大麻比古神社参道祓川橋北詰を起点とし、同所から板東谷川右岸を南西に約 100 メートル進み同神社第一駐車場南東側入口前の道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を同市北灘町方面に進み卯辰越に至り、同所から稜線を北東に進み大麻山山頂の奥宮峯神社に至り、同所から稜線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	310	令和 2.11.1~ 令和 12.10.31
			郡那賀町との境界線を西に進み南舎心山に至り、同所から参道を北に 進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		

2 特定猟具使用禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	区域	面積	期間
1	中山	銃器	名東郡佐那河内村の一般国道 438 号と主要地方道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み主要地方道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から主要地方道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を西及び北に進み村道や中央線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	450	令和 3.11.1~ 令和 8.10.31
2	渋野・多家良	銃器	徳島市丈六町の市道丈六・渋野線と一般県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道第モノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み本社との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線に至り、同所から市道多家良西・中央線との見通し線を西に下り同市道に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を地に進み市道小多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を地に進み市道が出場との天神橋との交点に至り、同所から同標道を東に進み市道北地線との天神橋との交点に至り、同所から同橋を北へ渡り左折して私道を進み天満神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同市道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道支土に進み市道支流で囲まれた一円の区域	440	同
3	松茂・笹木野	銃器	板野郡松茂町笹木野の一般国道 28 号と町道松茂 15 号との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野 12 号との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂 4 号との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道豊岡 31 号との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡 30 号との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡 28 号との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み町道豊岡 37 号との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡 37 号との交点に至り、同所から同場が直を東及び南に進み一般県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般県道鳴門徳島自動車道との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般県道古川長原港線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み一般県道長原港線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み一般県道長原港線との交点に至り、同所から同県道を北西に至り、一般国道 28 号との交点に至り、同所から同国道を北西に至る線で囲まれた一円の区域	135	同
4	高原	銃器	名西郡石井町高原の一般県道板野川島線と町道高原 109 号との交点を 起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原 4 号との交点に至	50	同

		1			1
			り、同所から同町道を南に進み町道高原 105 号との交点に至り、同所 から同町道を西に進み町道高原 3 号との交点に至り、同所から同町道 を北に進み一般県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東		
			に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
5	那東	銃器	板野郡板野町羅漢の主要地方道石井引田線と主要地方道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道 360 号との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸に至り、同所から同右岸を西に進み主要地方道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	38	同
6	大麻南	銃器	板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み桧橋を経て町道 53 号の川端橋に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野川北岸に至り、同所から同北岸を東に進み一般県道桧藍住線に至り、同所から同県道を北に進み市道桧北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道椒東南中央 2 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	137	同
7	瀬戸	銃器	鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西へ進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から一般県道亀浦港櫛木線を南東に進み小鳴門新橋と一般県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	130	同
8	桑野	銃器	阿南市橋町の一般国道 195 号と一般国道 55 号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道 195 号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み阿南第二中学校前の交差点に至り、同交差点から同国道の旧道を東に進み一般国道 55 号バイパス側道に至り、同側道を南及び南西に進み一般国道 55 号バイパスとの交点に至り、同国道バイパス南東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	565	同
9	小勝島	銃器	阿南市福井町の忠治郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四 国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道 小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の 環境整備公社橘処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を 小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭桟橋端先 端との見通し線を南に進み同先端に進み同先端に至り、同所から於越 岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠治郎岬との見通 し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	300	同
10	美馬	銃器	美馬市美馬町と三好市三野町の境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同市道を北東道を東に進み市道美馬6号線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町428号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川(中八橋)との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にあるつるぎ町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1, 180	同
11	半田	銃器	美馬郡つるぎ町半田の一般国道 192 号と一般国道 438 号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原東南線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋市岸の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同県道を南に進み鹿老渡橋南岸の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川(半田橋)との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川(半田橋)との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同頃道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同境界線を北に進み	247	同

みつるぎ町と三好市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み つるぎ町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み一 般国道 438 号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起 点に至る線で囲まれた一円の区域 三好市三野町花園の県道勝浦三野線と徳島自動車道との交点を起点と し、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川又線との交点に至 り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所 銃器 12 花園 55 同 から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を 北に進み県道勝浦三野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み 起点に至る線で囲まれた一円の区域 三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起 点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同 所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道 を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道 南谷 銃器 13 を南に進み県道大利辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進 56 同 み市道漆川線分岐 1 号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進 み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線 との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた 一円の区域 三好市山城町上名の県道上名西宇線上にある津屋トンネルを起点と し、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同 川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み 14 平 銃器 林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約1、200メートル東 135 同 に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘア ピンカーブに至り、更に同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた 一円の区域 三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点 とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至 り、同所から同堰堤を東に進み町道西台線との交点に至り、同所から 同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に 15 台 銃器 63 同 進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東 に進み町道伊月谷線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道 鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線 で囲まれた一円の区域 徳島市川内町加賀須野の県道川内大代線旧道と今切川右岸との交点を 起点とし、同所から同川右岸を西、南及び北に進み旧吉野川との交点 に至り、同所から同川右岸を西に進みJR高徳線との交点に至り、同 所から同線を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を 令和 4.11.1~ 鯛浜 銃器 16 東及び北に進み北島町と鳴門市との境界線上の共栄橋との交点に至 140 **介和91031** り、同所から同橋を東に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川 右岸を南に進み今切川との交点に至り、同所から同川左岸を南、東及 び北に進み県道川内大代線旧道との交点に至り、同所から起点との見 通し線を南に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域 板野郡板野町大寺の大寺橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を 南に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び 南西に進み第十樋門橋南詰に至り、同所から同樋門橋を北に進み同川 左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東及び南東に進み徳島自 大寺・ 動車道との交点に至り、同所から同川左岸を北に進み宮川内谷川との 17 銃器 40 同 第十新田 交点に至り、同所から同川右岸を西に進み豊年橋との交点に至り、同 所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を 東に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川左岸を北及び東に進 み大寺橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれ た一円の区域 徳島市川内町鈴江南の一般国道 11 号吉野川大橋北詰を起点とし、同所 から同国道を北に進み今切川右岸との交点に至り、同所から同川右岸 を南東に進み宮島江湖川との交点に至り、同所から県道鳴門徳島自転 銃器 18 川内 842 車道線との見通し線を南に約 70 メートル進み同県道との交点に至り、 同 同所から同県道を東、南及び西に進み県道徳島環状線との交点に至 り、同所から同県道を西に進み西に進み起点に至る線で囲まれた一円 の区域 徳島市多家良町川縁の野上橋西詰を起点とし、同所から県道新浜勝浦 線を南に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から勝浦川に設置さ 19 野上橋 銃器 れた固定堰(せき)の天端を通る見通し線を東に進み徳島市と小松島市 9 同 との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北に進み同橋との交点 に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 板野郡松茂町豊岡の今切川左岸公共岸壁と県道鳴門徳島自転車道線と 9 の交点を起点とし、同所から同県道を北東及び南東に進み臨港道路長 20 豊岡・長原 銃器 94 同 쮸 原埠頭線との交点に至り、同所から同臨港道路を北に進み町道松茂 18 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道古川長原港線と

の交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道豊岡 12 号線との交に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門徳島自転車道線との交に至り、同所から同県道を南に進み今切川左岸河口に至り、同所か同川左岸を北に進み長原港南側堤防及び北側堤防を経て起点に至るで囲まれた一円の区域 年岐町と海陽町との境界線と一般国道 55 号との交点を起点とし、同から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸を南西に進み大里海岸東端を経て海部川河口に至り、同所から同川	点 ら 線	
に至り、同所から同県道を南に進み今切川左岸河口に至り、同所か 同川左岸を北に進み長原港南側堤防及び北側堤防を経て起点に至る で囲まれた一円の区域 年岐町と海陽町との境界線と一般国道 55 号との交点を起点とし、同 から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同 から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸	線	
で囲まれた一円の区域		
年岐町と海陽町との境界線と一般国道 55 号との交点を起点とし、同から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸	所	
から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同 21 海南 統契 から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸	Phr I	
21 海南 銃哭 から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸		
	1 1 080	同
岸堤を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北		
び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
阿波市阿波町西林の県道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線との交点	を	
起点とし、同所から同県道を東に進み同市市場町南大俣を経て下喜	•	
橋西詰に至り、同所から日開谷川右岸堤防の私道を北に進み市道日		
	_	
り、同所から同県道を東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界		
との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との		
点に至り、同所から同県道を東に進み県道宮川内牛島停車場線との		
点に至り、同所から同県道を北西に進み市道横道線との交点に至り		
同所から同市道を北東に進み市道小学校前線との交点に至り、同所		
ら同市道を北西に進み市道藤原工業団地線との交点に至り、同所か	-	
同市道を北西に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から	1.7	
県道を東に進み宮川内谷川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤		
を南東に進み市道古田大井線との交点に至り、同所から同市道を東 22 阿波市市街地 銃器 進み阿波市と上板町との境界線との交点に至り、同所から町道 486		同
22	-	l _F j
岸堤防を東に進み上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所		
ら同境界線を東及び南南西に進み県道徳島吉野線との交点に至り、		
所から同県道を西に進み一般国道 318 号との交点に至り、同所から	同	
国道を南に進み県道香美吉野線との交点に至り、同所から同県道を		
に進み国土交通省吉野川河川管理用道路との交点に至り、同所から		
道路を西に進み市道西原日開谷橋線との交点に至り、同所から同市 を北に進み県道鳴門池田線日開谷橋東詰に至り、同所から同県道を	. —	
マルに進み県道に河池田線ロ開台橋東語に至り、同所から向県道を		
一		
み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道	-	
町西原線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田	線	
との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道岩津川久保線との	交	
点に至り、同所から同市道を西に進み市道乙岩津岩津線との交点に	至	
り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	×=-	
阿波市吉野町西条の西条大橋北詰を起点とし、同所から国土交通省 川管理用道路を東北東へ約 300 メートル進んだ地点に至り、同所か		
一	_	
23 西条大橋 銃器 り、同所から同境界線を西南西に約 600 メートル進んだ地点に至り		同
同所から同橋に平行に北北西に進み国土交通省河川管理用道路との	•	
点に至り、同所から同道路を東北東に約 300 メートル進み起点に至	る	
線で囲まれた一円の区域		
阿波市土成町土成の県道船戸切幡上板線と市道諏訪馬場線との交点		
	_	
り、同所から同巾道を北に進み巾道工業団地「号線との交点に至り 同所から同市道を北に進み市道大規模幹線農道線との交点に至り、		
市道を北に進み里道との交占に至り、同所から同里道を北に進み鈴	Ш	
24 熊谷 銃器 が過ぎれた進び至過との気点に至り、同所から間至過ぎれた進び超	え 58	同
ん) 堤との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から車谷池北端と		
見通し線を南東に進み同所に至り、同所から熊谷山の境の谷を北東		
約 80 メートル進んだ地点に至り、同所から県道船戸切幡上板線との		
通し線を南東に約 180 メートル進み同県道との交点に至り、同所か 同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	ט	
三好市池田町馬路の深川谷と一般国道 192 号との交点を起点とし、	同	+
一大川池田町高路の深川谷と「殿国道「92 ちとの文点を起点とし、 所から同国道を西に進み藤黒谷との交点に至り、同所から同谷を北		
25 上馬路 銃器 進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み		同
川谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み起点に至る線で囲ま	れ	
た一円の区域		1
三好市井川町辻の県道昼間辻線と一般国道 192 号との交点を起点		_
1.76 1.24。曲井川 1. 每等 1.1. 国际私产国际活发曲层进入国本共用时以同主巡讯时以不益国统	_	同
26 辻・西井川 銃器 し、同所から同国道を西に進み同市井川町と同市池田町との境界線 の交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三好市と東みよし町	- 1	

9、同所から稜(りょう)線を北西に進み標高 249 メートルの地点に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み四等三角点本村(標高 166.3 メートル)に至り、同所から稜(りょう)線を南東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同県道を南に進み井ノ上橋との交点に至り、同所から同県道を南東及び南に進み井ノ上橋との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道井ノ上 6 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道井ノ上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道を南に進み町道を南に進み同所から同県道を南に進み原除橋を経て更に南に進み町道との交点に至り、同所から同県道を南に進み同所から同町道を南に進み町道港町通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進みの方に至り、同所から同町道を南に進みの方に至り、同所から同番を東に進み日和佐港の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み南阿波サンライン鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み四等三角点大磯(標高 128.6 メートル)に至り、同所から起点との見通し線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域				北東に進み阿波橘駅を経て橘第 1 踏切と市道東分長浜線との交点に至り、同所から同市道を西に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同所に至り、同所から見ばなれまず地に至り、同所から見ばないます。		令和 4.11.1
28 繁数工場団地	27	大原・上荒井	銃器	市長生町と同市見能林町との境界線を北に進み同市見能林町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同市宝田町と同市長生町との境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同場を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	716	令和 9.10.
29 鷲の里 銃器 (リェラ で	28	鷲敷工場団地	銃器	し、同所から同町道を南東、南及び東に進みわじき工業団地と山林と の境界線に至り、同所から同境界線を東、南及び西に進み通称三延の 溜に至り、同所から一般国道 195 号と県道竹ガ谷鷲敷線との交点との 見通し線を南西に進み同交点に至り、同所から同国道を北西及び北東	54	令和 5. 11. 令和 10. 10
に進み町道桜町奥潟 2 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を正に進み県道日和佐上那県線との交点に至り、同所から同園道を西に進み永田橋との交点に至り、同所から同間道を西に進み京といる。 1 日	29	鷲の里	銃器	との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み同町と阿南市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、南及び北東に進み四等三角点北地(標高 439.9 メートル)に至り、同所から南に派生する稜(りょう)線を南に進み大地谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み町道和食北地線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道和食田野線との交点に至り、同所から同町道を北に進み田野橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	70	同
美馬市と三好市との境界線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所 から同自動車道を北西に進み箸ヶ谷との交点に至り、同所から同谷を 北東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み農道山田	30	奥河内	銃器	に進み町道桜町奥潟 2 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を地に進み県道日の交点に至り、同所から同場道を地に進み県道日の交点に至り、同所から同橋を北西に進み町道永田 1 号線との交点に至り、同所から同間道を北東に進み町道本村馬木線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道本村馬木線との交点に至り、同所から同町道を東に進み田々川橋北吉に至り、同所から同国道を北上進み町道本村 7 号線との交点に至り、同所から同町道を西に約 80 メートル進み稜(りょう)線との交点に至り、同所から同町道を西に約 80 メートル進み稜(りょう)線を西に進み標高 114 メートルの地点に至り、同所から移(りょう)線を西に進み標高 169 メートルの地点を経て標高 114 メートルの地点に至り、同所から稜(りょう)線を西に進み標高 249 メートルの地点に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み四等三角点本村・(標高 166.3 メートル)に至り、同所から稜(りょう)線を北東に進み四等三角点本の交点に至り、同所から同野道を南に進み町道井ノ上 6 号線との交点に至り、同所から同間道を南に進み町道主来ので変点に至り、同所から同町道を南に進み町道宝本 1 号線との交点に至り、同所の同時に進み町道を南に進み町道を南に進み町道を南に進み町道を南に進み町道を南に進み町道を南に進み町道港町通り線との交点に同所がら同東道に重み県道田和佐州野線との交点に至り、同所から同東道を南に進み町道を南に進み町道港町通り線との交点に至り、同所がら同東道を南に進み四を点に至り、同所がら同時ので点に要り、同所がら同時ので点に変り、同時ので点に変り、同時のでに進み町に進み町に進み町道港町通り線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通し線を東に進み日和佐城に至り、同所から起点との見通に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本は、日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本は、日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み日本に進み	223	同
31 清水 銃器 線との交点に至り、同所から同農道を東に進み市道清水山田線との交 22 点に至り、同所から同市道を北に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 32 計 銃器 三好市井川町の市道計高なでしこ橋線と一般国道 192 号との南側の交 10	31	清水	銃器	美馬市と三好市との境界線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み箸ヶ谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み農道山田線との交点に至り、同所から同市道を北に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所か	22	同

		│ 点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道辻線との交点に至 │ り、同所から同市道を南西に進み蓬莱橋に至り、同所から市道辻高な		
		でしこ橋線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
貞光	銃器	美馬郡つるぎ町貞光の一般国道 192 号と同町と美馬市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進みJR徳島線貞光川橋梁に至り、同所から一般国道 438 号を南に進み木綿麻橋を渡り北に進み源氏谷との交点に至り、同所から同谷を上り町道西山幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道半田貞光線との交点に至り、同所から同場道を西に進み同町貞光と同町半田との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	180	同
鳴門	銃器	鳴門市鳴門の鳴門公園孫崎好との足域といる。 「門市鳴日の鳴門公園孫崎好との見強を東に進かった。 「関係と同野の鳴門公園孫崎好との見強を東に進かった。 「関係との交流に至りいた。 「同所が自己道との交流にに下がいる。 「同所がらいたでは、からの音では、からのでは、いった。 「同所がからいたでは、いった。 「同所がからいた。 「同に進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のに進み中、 「のには、 「のいいらに、 「のには、 「のには、 「のには、 「のには、 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいらい。 「のには、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「のいら、 「のいら、 「のいら、 「のいら、 「のいら、 「のには、 「のいら、 「	8, 315	同
中池	銃器	鳴門市大麻町姫田の中池の区域	1	同
恩山寺	銃 器	小松島市田野町字恩山寺谷の市道田野 3 号線母養橋を起点とし、同所から同市道を南及び南西に進み三界萬霊地蔵前に至り、同所から恩山寺参拝道駐車場に至る歩道を西及び北東に進み市道田野 2 号線との交点に至り、同所から同和道を本及び東に進み修行大師御尊像前に至り、同所から恩山寺境内の墓地と民有地との境界線を北西及び北に進み恩山寺自然公園遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み休憩所(東屋)前との交点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み休憩所(東屋)前との交点に至り、同所から同排水路及び谷を東に進み廃山寺参道との交点に至り、同所から同様が路及び谷を東に進み廃山寺参道との交点に至り、同所から同様が路及び谷を東に進み廃山寺参道との交点に至り、同所から同様が路及び谷を東に進み廃山寺参道との交点に至り、同所から同参道を北に進み廃山寺山	4	同
	鳴門	中池 銃器	 (五至)、同所から同谷をとり町道西山幹線との交点に至り、同所から同泉道を配って、場所が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉が、日泉	(五至)、同所から同谷を上り町道西山路線との交点に至り、同所から 同節を主に進み料理事目光の東京社会の交点に至り、同所から同間遺産 東に進み経過に至る権性関連れた一円の区域 中門市隔円町の隔円公園構料でを起点とし、同所から同間遺産 東に進み程点に至る権性関連れた一円の区域 中門市隔円町の隔円公園構料でを起点とし、同所から同間遺産 東に進み程点に至る権性関連れた一円の区域 中間・上の東京社経の交点に至り、同所から同時連帯を西に進み場門市里 浦町里浦市里漁事業事性先業単にと実は同所から同用通路を西に進み場門市里 浦町車浦中東海東海性条型 同所から同用通路を西に進み場間下上 西面・進み光川との交点に至り、同所から同用基を極に連み用速度を 西面・進み光川との交点に至り、同所から同用基本経過に発き 中間・医性の変点に至り、同所から同用が連る中では、 中間・医性の変点に至り、同所から同用がでは、 中間・医性の変点に至り、同所のから同かをで表に進み、 中間・医性の変点に至り、同所から同かがでは、 中間・一部では、 中間・ 中

		1	T ==	T	
			門に至り、同所から歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区 域		
37	拝原東・ 九反地	銃器	美馬市脇町字拝原の一般国道 193 号と県道鳴門池田線との南側の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同境界線を南に進み吉野川市と美馬市との境界線との交点に至り、同境界線を南東に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を本に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	169	同
38	別所・小島	銃器	美馬市脇町野村の野村谷川橋を起点とし、同所から県道鳴門池田線を東に進み稲田橋を経て吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み吉野川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み、同市と美馬郡つるぎ町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み、吉野川との交点に至り、同所から野村谷川との見通し線を北に進み同川に至り、同所から同川を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	410	同
39	德島	銃器	徳島市北沖洲 4 丁目の国土交通省吉野川右岸路 と 沖	3, 340	令和 6. 11. 1~ 令和 11. 10. 31
40	徳島市総合 動植物公園	銃器	徳島市渋野町学頭の県道八多法花線と市道渋野・八多線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道辻西東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八万・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み緑のリサイクルセンター入口に至り、同所から市有地と民有地との境界線を北西に進み徳島市渋野町と同市上八万町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市方上町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三等三角点上八万(標高 229.8 メートル)に至り、同所から市有地と民有地との境界線を南東に進み森神社南側の市道森谷・原田・北ノ山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道八多法花線(旧道)との交点に至り、同所から市道溜尻線を南に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	87	同
41	しらさぎ台	銃器	徳島市上八万町上中筋の西光寺橋東詰を起点とし、同所から園瀬川右岸を南に進み花房橋南詰に至り、同所から一般国道 438 号を西及び南に進み徳島市と名東郡佐那河内村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から積(りよう)線を北に約 250 メートル進み谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み夫婦溜池南端に至り、同所から同池西側汀(てい)線を北に進み徳島市一宮町東丁に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市道宇和山 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道一宮下中筋線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線	296	同

			で囲まれた一円の区域		
42	大津南	銃器	鳴門市大津町矢倉の一般国道 28 号大津橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み県道徳島空港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み旧吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	53	同
43	小松島	銃器	徳島市大原町の大崎突端を起点とし、同所から海上自衛隊小松島航空基地北端との見通し線の海上を南東に進み同航空基地北端に至り、同所から同航空基地外周を右回りに進み県道和田島赤石線との交点に至り、同所から同県道を赤石方面に進み県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み立江川橋東詰に至り、同所から立江川右岸を南西及び南東に進み県道阿南小松島線平成橋東詰に至り、同所から同県道を西及び北東に進み立江川橋西詰に至り、同所から立江川左岸を北に進みJR牟岐線との交点に至り、同所から同線を北西に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小松島市と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み根井鼻突端に至り、同所から海岸線を北に進み小神子海岸及び大神子海岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	1, 820	同
44	石井	銃器	名西郡石井町高原の県道高原石井線と旧の県道徳島鴨島線との交点 (徳島バス高原停留所)を起点とし、同所から同道路を東に進み県道 石井引田線との交点に至り、同所から町道高畑東 71 号線を東に進み町 道高川原 27 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進みJR徳島線の城の内 踏切南詰に至り、同所から町道重松 14 号線を北に進み町道重松 15 号 線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万 24 号線との交 点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万 24 号線との交 点に至り、同所から同町道を東に進み県道高原石井線との交点(光厳 寺南東角)に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれ た一円の区域	444	同
45	吉野川市街地	銃器	吉野川市山川町川田のJR徳島線と市道川田1線との交点を起点同所から同東道を西に進み中般国道192号と変点に所所から東に進み県道井上川田線との交点に同所がら東に進み県道部中山川線との交点に同所が交点に同所がら東に進み県道部中山川線との交点に所所がらにでかり、同東道をあり、同東道をお野郷神社北側の国同道との交点に理用道川が、近世のでは、同東のでは、一クでは、一ので東に進みのでは、一のでは、一のでは、一ので東に進みのでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一	2, 690	同
46	宍喰・水床	銃器	海部郡海陽町宍喰浦の一般国道 55 号水床トンネル南の徳島県と高知県との境界線と同国道との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み同トンネル内南側の同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び北に進み同トンネル内北側の同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道古目甲浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道金目宍喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同野道を北西に進み町道で銀路である。	742	同

				馬 71 番地先に至り、同所から町道元越線を北に進み町道正梶馳馬線と		
				の交点に至り、同所から同町道を西及び北西に進み馳馬大橋に至り、 同所から宍喰川を西に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路		
				を北西に進み同川との交点に至り、同所から同川を北西に進み大門堰		
				に至り、同所から町道角坂小学校線と県道久尾宍喰浦線との交点との		
				見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同県道を東に進み町道		
				岡線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道芥附海部線と		
				の交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に進み農道汁組 1 号線		
				との交点に至り、同所から同農道を北西に進み汁組橋に至り、同所か		
				ら広岡川を北西に進み通称ドガ谷との交点に至り、同所から農道汁組 1		
				号線終点との見通し線を北東に進み同農道終点に至り、同所から同農 道を南東に進み町道広岡車ノ口線との交点に至り、同所から同町道を		
				道を開東に進み可道広岡単プロ森との文点に至り、同所から同可道を 上広岡橋方面に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道		
				本体に進み県道久尾宍喰浦線との交点に至り、同所から同県道を南東		
				に進み町道八山裏線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み農		
				道八山 2 号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み排水路と		
				の交点に至り、同所から同排水路を南東に進み県道久尾宍喰浦線との		
				交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道中学校線との交点に至		
				り、同所から同町道を北に進み宍喰中学校に至り、同所から同中学校		
				及び県民グラウンドの外周を右回りに進み町道八坂北線との交点に至		
				り、同所から同町道を東に進み県道久尾宍喰浦線との交点に至り、同 所から同県道を北東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同		
				国道を北東に進み町道乳の元線との交点に至り、同所から同町道を南		
				東に進み海部郡海陽町宍喰浦字那佐 341 番地の 1 に至り、同所から海		
				岸線を西及び南に進み通称カクイシ湾の防波堤との交点に至り、同所		
				から同防波堤を東に進み宍喰灯台に至り、同所から鹿子居島北端との		
				見通し線の海上を南東に進み同島北端に至り、同所からワレ島との見		
				通し線の海上を南東に進み同島に至り、同所から竹ヶ島東南端との見		
				通し線の海上を南南西に進み同島東南端に至り、同所から通称ミツと		
				の見通し線の海上を西南西に進み同所に至り、同所から二子島との見 通し線の海上を西に進み同島に至り、同所から徳島県と高知県との境		
				界線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
				那賀郡那賀町吉野字川口の川口橋西詰を起点とし、同所から一般国道		
				195 号を北東に進み通称大原歩道との交点に至り、同所から那賀川左岸		
	47	吉野	銃器	の北緯 33 度 49 分 1 秒東経 134 度 29 分 0 秒の地点との見通し線を南に	17	同
				進み同地点に至り、同所から同川左岸を南西に進み川口橋との交点に		
				至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
				美馬市美馬町字中野の市道美馬 13 号と同市と三好市との境界線との交		
				点を起点とし、同所から同境界線を北に進み徳島県と香川県との境界 線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み四等三角点柾木		
	48	中野	銃器	(標高 852・9 メートル)を経て北緯 34 度 5 分 10 秒東経 134 度 0 分 5	45	同
	40	T=1	30.111	秋の地点に至り、同所から北緯 34 度 5 分 8 秒東経 134 度 0 分 54 秒の	40	l+1
С				地点との見通し線を南西に進み市道美馬 13 号線との交点に至り、同所		
10)				から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
_ -				美馬市穴吹町穴吹の穴吹新橋を起点とし、同所から穴吹川を南に進み		
9				県道田方穴吹線新市場橋に至り、同所から同県道を北西に進み一般国		
ᄗ	49	穴吹	銃器	道 492 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道 192 号	39	同
È				との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた		
-				一円の区域 美馬市穴吹町口山の県道端山調子野線と一般国道 492 号との交点を起		
$\begin{bmatrix} 1 \end{bmatrix}$				点とし、同所から同国道を南に進み恋人洞門手前の稜(りよう)線との		
⊦ ⊨				交点に至り、同所から同稜(りよう)線を北西に進み四等三角点梅ノ窪		
(阿馬斯	50	宮内	銃器	(標高 367.9 メートル) に至り、同所から稜(りよう)線を北に進み静	110	同
에 기				山荘に至り、同所から稜(りよう)線を北に進み県道端山調子野線竹鼻		
				橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円		
XI				の区域		
目 7				三好郡東みよし町加茂の町道加茂農免線と一般国道 192 号との交点を		
┿炡				起点とし、同所から同国道を東に進み町道加茂中庄線との交点に至 り、同所から同町道を北東に進み加茂谷橋に至り、同所から加茂谷川		
⊮ {				ウ、同所から同町道を北宋に進め加及者橋に至り、同所から加及者所 を北に進み三好郡東みよし町と三好市との境界線との交点に至り、同		
整	F1	4n 14	₽ ₩ 8₽	所から同境界線を南東に進み県道出口太刀野線角の浦大橋との交点に	400	
局部,不遗	51	加茂	銃器	至り、同所から同県道を南に進み一般国道 192 号との交点に至り、同	430	同
				所から同国道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南		
及河				に進み県道三加茂東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北西		
#				に進み町道加茂農免線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起		
0				点に至る線で囲まれた一円の区域 三好市東祖谷菅生の市道釜ヶ谷菅生線菅生橋を起点とし、同所から		
규	52	菅生蔭	銃器	三好市東祖谷官生の市道金ヶ谷官生禄官生橋を起点とし、同所から同市道を南西に進み菅生谷川との交点に至り、同所から同川を北西に	48	同
F	32	다 그 1중	ಖ⊍ಗಗ	進み祖谷川との交点に至り、同所から同川を東に進み起点に至る線で	10	1-3

			囲まれた一円の区域		
53	撫養	くくりわな	鳴門市撫養町南浜の市道南浜黒崎線とJR鳴門線との交点を起点とし、同所から同線を西に進み木津第二踏切に至り、同所から容を北及び北西に進み標高 130 メートルの地点に至り、同所から宮崎基礎建設株式会社の門との見通し線を北西に進み同門に至り、同所からNTTドコモ四国黒崎無線中継所電波塔との見通し線を北に進み同電波塔に至り、同所から同国道を北西に進み県道鳴門公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道瀬戸撫養線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	400	同
54	入田	銃器	徳島市入田町月ノ宮の入田春日橋北詰を起点とし、同所から市道入田春日橋線を南に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	65	令和 2.11.1~ 令和 7.10.31
55	吉野川河口	銃器	徳島市東吉野町2丁目の一般国道11号吉野川大橋南詰を起点とし、同所から県道徳島吉野川線を西に進み新町川樋門に至り、同所から県道徳島鳴門線吉野川橋南詰から5本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から5本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらさぎ大橋南詰から2本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	261	同
56	鮎喰川	銃器	徳島市不動本町 1 丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から同橋を南に進み市道鮎喰北島田堤上線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋北詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	190	同
57	勝浦	銃器	勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から県道徳島上那賀線を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み横瀬橋西詰に至り、同所から県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から同県直南側に接する今山谷川左岸を北東に進み勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	377	同
58	藍住	銃器	板野郡上板町第十新田の旧吉野川に架かる樋門橋南詰を起点とし、同所から同川右岸を北東、北及び東に進みJR高徳線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	2, 030	同
59	宮川内谷川	銃器	板野郡板野町大寺の宮川内谷川に架かる豊年橋南詰を起点とし、同所から同川右岸堤防を西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同境防を東に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道 527 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道357 号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み泉谷川に架かる赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道2号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道4号線を北に進み大山谷川に架かる八坂橋北詰に至り、同所から町道395号線を南東に進み大山谷川に架かる八坂橋北詰に至り、同所から町道59号線を南東に進み唐ノ口谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交点に至り、同所から同場を東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56	同

	60	那賀川・ 羽ノ浦	銃器	阿南市那賀川町中島の一般国道 55 号バイパスと県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道羽ノ浦福井線那賀川橋北詰に至り、同所から市道古毛古庄堤防線を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1, 560	同
令和6年10月	61	阿南市平野部	銃器	阿南市上の野田 では、	3, 600	同
(附属冊子)	62	宇井谷 • 桑野谷	銃器	阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と県道阿南相生線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道廿枝重友線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同五岸を北西及び東に進み一般国道 195 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	443	同
令和6年度鳥獣保護区等位置図	63	牟岐・灘	銃器	海部郡牟岐町大字橋の JR 牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱(徳島県公安委員会牟岐署管理)に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同町道を南西に進み町道辺川 2 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川 1 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川 1 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬 2 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬 1 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み半岐橋東詰に至り、同所から町道川長線を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東及び南に進み町道市宇谷 2 号線との交点に至り、同所か	565	同

		1			T
			ら同町道を南に進み町道市宇谷 1 号線との交点に至り、同所から同連進み県道 日和佐牟岐線(旧南阿波サンライン)との交点に至り、同所から同谷を南に進み第 4 展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を超いた 2 場所がら同海岸をを経てなる造船所に至り、同所から海岸線を西に進み内妻川 1 号線との交点に至り、同所から海岸線を西に進み内妻川 1 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷 1 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷 1 号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市立道を担に進みの交点に至り、同所がら同時がよ西に進みのでは、同所がら同時がよび北東に進み町道不動前 1 号線との交点に至り、同所がら同町道を北東に進み町道をが表して至り、同所がら同町道を北西及び北東に進み町道大山 2 号線との交点に至り、同所がら同町道を北西及び北東に進み町道大山 2 号線との交点に至り、同所がら同町道を東に進み町道との交点に至り、同所がら同時がよび北東に進み谷との交点に至り、同所がら同台で東に進みる場に至り、同所がら同台で東に進み海部を入ホーム中の後線上の同送電線甲浦支線ナンバー4 鉄塔との見通し線を南東に進み同時水タンクに至り、同所から同線を北に進み同時大字川長との境界線との交点に至り、同所から同線を北に進み同時大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同線を北に進みる場で囲まれた一円の区域		
64	脇町・岩倉	銃器	美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点(野村谷橋)を起点とし、同所から同川を東に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同島動車道を東に進み中道脇町 5 号線との交点(大谷川橋西語)に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町 17 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇町 17 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇町 281 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道脇町 281 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道脇町曽江線との交点に至り、同所から同県道を北に進みー般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道脇町 520 号線との交点(上曽江谷橋西語)に至り、同所から同市道を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道を南に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同場道を西に進み同国道を南に進み記言との交点に至り、同所から同場直を西に進み同国道を西に進み記言との交点に至り、同所から同場道を西に進み記言との交点に至り、同所から同場前を西に進み記言との交点に至り、同所から同場前を西に進み記言との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1, 274	同
65	大川持	銃器	三好市山城町大川持の一般国道 32 号と一般国道 319 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同を岸を西に140 メートル進み稜線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持5 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持1 号線との交点に至り、同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大川持3 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	25	同
66	池田	銃器	三好市井川町西井川の一般国道 192 号と一般国道 32 号との交点(四国中央橋南語)を起点とし、同所から同国道を西に進み市道細野板野線との交点に至り、同所から同東道を南に進み市道添川橋大利線との交点に至り、同所から同東道を南に進み市道漆川橋大利線との交点に至り、同所から同市道を南に進み同国道との交点(祖谷口橋南語)に至り、同所から同国道を北に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道 32 号との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道 32 号との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道 32 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域及び同市池田町白地の白地牧場の外周にある有刺鉄線に囲まれた区域	382	同
67	滝久保	銃器	三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉谷との交点(指出橋)を起点とし、同所から同谷を北西に進み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東に進み林道男山滝久保線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	62	同

68	吹	銃器	三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点とし、 同所から同谷を東に進み農道樫山吹線との交点に至り、 同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り、 同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、 同所から同谷を西に進み同県道との交点に至り、 同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	70	同
			合計68箇所	41, 303	

3 指定猟法禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	区域	面積	期間
1	権田・槍戸 くくりわな猟 禁止区域	くくりわな	神山町と那賀町との境界線と一般国道 193 号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進みおおつく谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み標高 850 メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南に進み那賀町沢谷に至り、同所から同等高線を西に進み同町掛盤に至り、同所から同等高線を南に進み同町掛盤に至り、同所から同等高線を市に進み同町から同等高線を市に進み同町から同等高線を市に進み同町から同等高線を内に進みの交点に至り、同所から同等高線を対して当り、同所から同等高線を対して当り、同所から同等高線を対して当り、同所から同等高線を対して当り、同所から同等高線を内で進みがある同等高線を向に進み同町木頭和無田に至り、同所から同等高線を内で進みが、同所から同等高線を内で進みが、同所から同等高線を内で進みが、同所から同等高線を方との交点に至り、同所から同等高線を方との交点に至り、同所から同等高線を方との交点に至り、同所から同等高線を方との交点に至り、同所から同等高線を方との交点に至り、同所から同時の対象との交点に至り、同所から同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みが、同所がら同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	11, 460	令和 4.11.1~ 令和 9.10.31
2	橘湾鉛散弾 禁止区域	鉛散弾	阿南市福井町の於越岬を起点とし、同所から海岸線を西に進み同町赤崎の県道福井椿泊加茂前線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道浜田船端線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に約550メートル進んだ地点に至り、同所から海岸線を北東に進み忠次郎岬の南端に至り、同所から起点との見通し線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	98	令和 5.11.1~ 令和 10.10.31
3	谷道 くくりわな猟 禁止区域	くくりわな	三好市東祖谷の天狗塚登山口を起点とし、同所から稜(りょう)線を南に進み天狗峠に至り、同所から高知県との県境を南に進み二等三角点安野山(標高 1,643.1 メートル)に至り、同所から同県境を西に進み三等三角点矢筈山(標高 1,606.6 メートル)に至り、同所から更に同県境を西に進み国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みオスノウチ谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、等高線 800 メートルとの交点に至り、同所から同等高線を東、南東及び北東に進み阿佐東谷川との交点に至り、同所から同川を上流に進み亀尻峠に至り、同所から積(りょう)線を東に進み治山作業道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み第二西山谷川との交点に至り、同所から同林道を南東に進み第二西山谷川との交点に至り、同所から同林道を南東に進み超点に至る線で囲まれた一円の区域	3, 010	同
			合計3箇所	14, 568	